

第 32 回道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 21 年 7 月 27 日（月） 14:00 ～

場 所： かでる 2・7 720 研修室

出席者：

（委 員） 井上会長、五十嵐副会長、佐藤委員、林委員
山本委員、宮田委員

（事務局） 高橋知事

総合政策部地域主権局 山本局長、出町局次長、本間参事、
渡辺参事

経済部産業振興課 桑名主幹

○地域主権局 渡辺参事

それでは議事に先立ちまして、高橋知事からごあいさつをさせていただきます。

○高橋知事

32 回目を数えます道州制特区提案検討委員会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

井上会長、そして五十嵐副会長をはじめ委員の皆様方には、平成 19 年 7 月に委員にご就任して以来、2 年間 32 回に亘り大変厳しいスケジュールの中にあつて、毎回長時間に亘つて熱心にご審議をいただきましたことを、この間の皆様方のお力添えに対し心から感謝を申し上げるしだいでございます。

この 2 年の間札医大の定員の自由化、特定免税店制度創設、維持管理費にかかります国の直轄事業負担金の廃止、条例による法令の上書き権の創設など、合計で 27 項目ものご審申をいただいたものでございます。それぞれその直後の協議会なり委員会に諮り、全会一致で議決をいただき、早急に提出をさせていただいたものでございます。

ご承知の通り残念ながら、その全ての実現には至っていないわけではありますが、それでも第 3 回までの提案 21 項目中 13 項目については何らかのかたちで実現に至ることができたところでございます。

提案につきましては、マスコミの方々を中心に小粒ではないかとか、もっとわかりやすい大きな提案をしろとか、いろいろな声が出てきているわけでもあります。私は、やはり道民の方々から 1 つ 1 つ心のこもった提案をいただいている。それをこの検討委員会でご審議をいただいて提案をし、そして道議会でご議論をいただく。道議会では各党派、共産党さんも含めて全会一致で常にご理解をいただいているということで、これはひとえに道民

が参加をし、それを真摯にこの検討委員会でご審議をいただいた上で議会に提案ができて
いるという、このシステムが大変大きいのではないかと、このように思っているところで
ございます。

ご提案、ご検討いただきましたポイントの中には、維持管理費にかかる国直轄負担金の
廃止、これはまさに今全国的な議論にもなっております。また条例による法令の上書き権
の創設、こういったことも分権の1つの大きなシンボルとして今議論をされているところ
でございまして、こういった道州制を展望した場合に避けて通れない重要な検討課題をご
検討いただいたこと、本当に改めて深い感謝を申し上げるしだいでございます。

ちょっと余談になりますけれども、今月の知事会の議論を経て、有志の知事による道州
制実現に向けての緊急アピールをし、主要3党、というところの他の政党もあります、自民党
さん、民主党さん、公明党さんにそれぞれご提言を行ったところでございます。

各党は、やはり分権の究極の姿としての道州制には、それぞれ温度差はございますが理
解を示しているという実感を持ったしだいでございます。

これからも様々なかたちで道州制の議論というのは、北海道のこれからをつくり上げて
いく上で大変重要なことだと考えているところでございます。

井上会長をはじめ各委員の皆様方には、ご多忙の中これまで2年間4回もの答申をいた
だいたこと、誠にありがとうございました。

本日の委員会をもって皆様方の任期は満了ということになるわけでありましたが、今後も
地域主権型社会の実現に向けそれぞれのお立場で北海道に対しご協力をいただければと思
います。

(渡辺参事： 知事は所用がございまして退席させていただきます。)

よろしく願いいたします。ありがとうございました。(知事退席)

(渡辺参事： それでは井上会長、議事の進行のほうをよろしく願いいたします。)

○井上会長

早速でございますけれども委員会の次第の2番、議事というところに入ってまいりたい
わけです。若干事務局から、あるいは知事から説明のあった部分に重複いたしますけれど
も、これまでの経緯というのを簡単に説明しておきたいと思えます。

みなさん方に配布されております資料の4を見ていただくとよりわかるのですが、その
ポイントと経緯が書かれたものです。これまでこの委員会におきましては、道民の皆様方
から計314件の案件が道民提案というかたちで上がってまいりました。

そういたしまして、あとで触れますけれども、資料の1というところに、知事が言及さ
れましたこれまでの提案ということで計4回提案をしまいいりました。4回で27件の項目

ということになります。こういうかたちで今日最後の日を迎えることになりますけれども、議事の進行等々によりまして皆様方からご協力いただいたことに対し深く感謝するところでもあります。

本日は、今日任期最後の委員会となります。もう4回の提案をやっておりますけれども、5回目の答申ということにいくには時間も十分ではないということでもあります。しかしこれまでの任期2年間の間の様々な議論の過程で出てきた課題、あるいは問題ということをお今日は整理して次の委員会に送りたいというふうに思っております。

その点につきましては、みなさん方にお送りしている資料では、資料の6というところ、最後から2ページ目にあると思います。「次期委員会への申し送り事項(案)」というかたちで、(案)というかたちにしております。この点は、後程みなさん方に様々な角度からご審議いただきたいというふうに思います。

その裏の2ページになりますが、「2.個別事項」ということになっておりますけれども、このところは本日の議題の(1)・(2)というところでご審議、あるいはご議論いただいた部分について取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、今日の審議につきましても同様によろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

議事の中に入るといって入らずに一言申し上げましたけれども、あと1点、前回行われたこの前の委員会というのは、4月30日の31回目の委員会ということになります。それからおよそ2ヵ月近く空白の時間があつたわけですが、その間にみなさん方に連絡していると思いますけれども、6月25日に旭川にて地域意見交換会を開催しております。まず議事に先立ちまして事務局からその件について報告をお願いしたいと思います。

○地域主権局 渡辺参事

それでは私のほうからご報告させていただきます。

ただ今会長からお話がありました地域意見交換会の開催結果に合わせまして7月16日に国に対しまして第4回目の道州制特区提案を行ってきましたので、その2点についてご報告させていただきます。

順番ですが資料1をご覧ください。まず特区の提案の関係でございます。この資料1は、この2年間国に対して行った提案の一覧表でございます。

一番下、平成21年7月16日提案ということで第4回目の提案結果でございます。これにつきましては、4月10日の委員会からのご意見をいただきまして、6月になりましたが第2回定例道議会のほうにかけまして7月3日の本会議で全会一致での可決をされて、7月16日に北海道知事におきまして内閣府の担当部署のほうに提出してございます。

1枚めくっていただいて資料2になります。議会への提案に先立ちまして市町村の意見聴取ですとかパブリックコメントを道のほうで行ってございます。参考までにその結果についてご報告させていただきます。

市町村からの意見聴取の主なものとしたしましては、条例による法令の上書き権の創設

に関するもの、国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示、それと健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設に関わるものがあります。

またパブリックコメントにつきましては、それに加えて過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置に関して、地域医療の課題解決に向けて引き続き検討してほしいといったものが意見として出されてきたところでございます。

結果といたしまして、4点ほどございますが、全て基本的には賛成ということで、反対するものはなかったということでございます。

結果としまして、資料1に戻りますけれども、これまで国に対して27項目の提案をすることに対してこのような経過を辿っておりまして、今後4回目につきましては国からのヒアリングが今後行われていくということになります。いろいろ政局の関係もございまして今後のきちんとしたスケジュールというのは、まだ見えませんが、私どもとしましては、この提案が最大限認められるように全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

次に資料3でございます。地域意見交換会の開催結果について報告させていただきます。去る6月25日水曜日ですけれども旭川市において井上会長、五十嵐副会長にご出席いただきまして地域意見交換会を開催してまいりました。

当日は、このお2人の他に地域の代表ということで旭川NPOサポートセンターの理事であります森田様と北海道地域づくりアドバイザーの下川町の谷さんのお二方にも参加していただいたということでございます。

当日は、旭川市内のNPO関係者の方、市町村職員の方など23名の出席をいただいて意見交換などを行ってきたところでございます。

当日の意見交換の中でも話された意見については、6に概要を記してございます。母子世帯への支援事業の対象の問題ですとか緊急用河川敷道路事業、公共事業に関する問題、その他NPOに対する企業からの寄付の免税についてといった問題、また家族による介護、健康な家族が介護した場合にも介護報酬というかたちで出せるようにすれば過疎地域などでもいいのではないだろうかというようなご意見があげられました。

7番目になりますけれども、当日参加された方々にアンケート調査を行ってございます。その結果につきまして7番目に簡単に載せさせていただいております。

井上会長、五十嵐副会長におかれましては、この意見交換会に出席いただきましたことにこの場を借りて改めて御礼を申し上げます。

以上、第4回目の国への提案を行った概要と地域意見交換会の開催結果についてご報告させていただきます。

以上でございます。

○井上会長

ありがとうございました。

ただ今事務局から2点、1点は前回ここでも審議し、前々回知事のところに答申した案件の道議会における扱い。さらに国への提案というかたちで持っていった。さらに2点目は、資料の3に基づきまして6月25日旭川にて開催いたしました地域意見交換会の開催結果についてということで報告をしてもらいました。

これらの点につきましてご意見、あるいはご質問があればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

では議事の中身に入らせていただきたいというふうに思います。

(1)道民提案の検討結果についてということであります。

本委員会は、皆様方ご承知のように道民提案ということに基づき数多く答申をするということで審議をしてまいりました。本日をもって私どもの任期が最後ということになりますので、最後の開催ということになりますので、これまでの道民提案の検討結果というものがどういうふうに整理されてきたのかということを一応総括しておきたいというふうに思います。その総括の結果をもってまたみなさん方からご意見等々をいただきながら次の委員会に申し送りできればというふうに思っております。

確認でございますけれども、この資料の4は、かなり詳細な部分についての記述もありますけれども、これは私ども本委員会におきましては道民のみなさん方からの314件の提案につきまして第1次整理で「特区提案によらなくても対応可能なもの」と整理した道民提案や、あるいは検討した結果少し答申の中に盛り込むには時間をかけての審議が必要だというようなもの。これらのものを全て本棚に一旦しまっておくというような取り扱いをしてまいりました。ですから、ここに残っているものにつきましても全て次回の委員会におきましては、新しいメンバーになる委員会におきましては、道民のみなさん方からいただいたご意見でまだ未整理のものも含めてということで引き継いでまいりたいと思っております。この点について事務局から全体を説明していただきたいと思っております。

○地域主権局 渡辺参事

それでは資料4につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番ですけれども、道民提案の募集結果でございます。平成19年3月に募集を始め本年4月までの間に個人、市町村、各種団体から計314件の提案がありました。

これらの道民提案につきまして当委員会での検討状況でございます。この委員会を平成19年7月に設置して以降、本日を入れまして32回の委員会を開催させていただきました。この314件の道民提案、項目で重複もございますのでそれを整理しますと268項目ありますけれども、これら全てについて検討を行ったということでございます。

まずこの268項目のうち114項目については、道州制特区提案として検討すべきものということで検討を進めております。残りの154項目については、基本的には現行法でも対

応可能であるという意味で道州制特区提案によらなくても対応可能なものということで仕分けをしたものでございます。

この道州制特区として検討すべきもの 114 項目について、さらに検討を進めた結果、31 項目についてですが知事の答申につながったものでございます。

268 項目の道民提案の全体につきましては、資料 4 の下のところに表でまとめてございます。整理案として 114 のうち提案につながったものの他 78 項目については本棚にということで、検討を一旦終了して、今の段階ではすぐに特区提案にはつながらないということで、一旦終了したような状態にしまして、5 項目については検討継続というかたちになっております。

この 5 項目につきましては、次のページ以降に個々の提案に対する状況が整理されております。5 ページをご覧ください。5 ページの中で 54 番、215 番ですけれどもカジノに関する提案がございます。これについての検討結果のところ、特区提案として検討すべきものについて継続に丸がついています。この 2 件は継続ということになっております。

次は 6 ページになります。69 番の自由貿易地域の指定というところも継続に丸がついてございます。75 番と 221 番の空港の関係でございますけれども、これらにつきましても継続していくということで、合わせて 5 つが項目として、種類としては 3 種類なのですけれども継続ということになっています。

以上この 2 年間の道民提案とそれについての検討状況をご説明させていただきました。

○井上会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明等に関しましてご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

確認ですけれども、今事務局から説明があった部分で検討を継続するというのは、5 件ということになっているけれども、5 ページ・6 ページの継続のところには○がついているものが 5 つあって、項目ごとに束ねていくと 3 種類になるということの理解ですね。

事務局から説明があった点をふまえてこのところをまとめさせていただくということで、まとめ方にご意見等があれば後程お出しいただきたいと思っております。

1 つは、これまで道民のみなさん方から、資料 4 の最初のページを見ているわけですが 314 件、項目にして 268 項目が上がってきたということで、この委員会において全て審議をしたということでもあります。これは審議が十分でなかった部分、あるいはその他の理由で棄却したものというものは 1 件もないわけですけれども、一旦本棚に残しておくというかたちで処理をしておりますので、次の委員会においてはこれを貴重な財産として今一度機会あるごとに再点検をしていただいて新たな答申に結びつくものがあればそこから審議を経た後に答申に盛り込むというかたちで申し送りをするということ。

あとは、今確認した 3 項目のということでもありますけれども、1 つはカジノの問題、カ

ジノの 54・215 ということで束ねられて説明があったと思います。カジノの振興ということで、これは何度もこの場で機会あるごとに議論をしまいいりましたし、また参考人とかたちで召集したこともございました。これにつきましては、地域における議論が十分に煮詰まっていないというようなこともありましたので、答申に盛り込む寸前で、そこまで決断ができなかったということで、地域において市民の合意を得た上でカジノ誘致に関する正式な意志表示が地方から行われるということのを待つとかたちで処理したというふうに思っております。

次の 69 ページの自由貿易地域指定ということにつきましても、この委員会のかかなり早い時期にこれを議論をしまいいりました。提案者である、名前は委員会の中で出たと思うのですが、稚内市ということだったと思いますが、その後具体的な内容の検討状況というのが必ずしも明確にこの委員会にあげられてこなかったということで、そういうものが明確に議会等で審議された後この委員会に具体的な提案として再度上がってくればその場でもう一度議論をするということです。

さらに最後のところの空港の活性化のところでありました空港の一括管理、千歳空港のハブ空港化、75・221。これにつきましても委員会の早い段階でかなり集中的に審議をしたということでありました。節目節目でも議論をしたのですが、どうも詳細な説明はあったものの、肝心なところの、つまり空港別収支など空港に関する国の情報開示というものが必ずしも十分でなかったもので、我われは答申に盛り込むという決断ができないまま終わりましたので、改めてそれについては国の様々なかたちでの事業内容について予算、あるいは人員というようなものについてきちんとしたかたちでの情報開示をしてもらうということで答申の中に盛り込み、それが実現した後の段階で個々の情報が開示されるということのを期待して、それをにらみながら答申に盛り込むかどうかということのを再度検討するとかたちであったらと思います。

今申し上げたようなことを次の委員会への申し送り事項とかたちでしたいというふうに思うということで提案をいたしますが、ご意見・ご質問等々があれば改めてお出しいただきますようお願い申し上げます。

宮田委員、どうぞ。

○宮田委員

今日も実はカジノのことに关しまして全道の各地域で取り組まれておりますカジノ研究会のみなさん方、それから関心ある自治体のみなさんが集まりまして、道のほうで開催された会議がございました。みなさんいろいろな取り組みを熱心にやっております。

今日、そこに来られたカジノオーストリア、実際にヨーロッパでカジノを 50 ヶ所ぐらいやっているところの日本の代表の方の話がありました。やはり北海道らしい、それから地域に根ざした計画を出すことが一番大事だろうと。他のところのまねをするのではなく、地域の特性と北海道らしい活動をできるようにすれば、北海道は小樽のみならず、この間

釧路・阿寒を見ていただきまして、阿寒湖畔なども非常に地域の方々にコンセンサスがあって、そういう方の独自の計画。こういったものができ上がったとすれば非常によいものになるのではないかとということです。

実は全国各地、沖縄はもとより各県でカジノの話があって、今度は九州の佐世保市が独自に市としてあえて特区に挑むと。これは、これまで構造改革特区で提案を各市町として出していかないとほとんど無理だということでお答えをいただいていたけれども、これまでとちょっと手法を変えた中で地域振興とか、それからいくつか切り口を変えて、もう一度あえて待とうではないかということで、辞めてしまいましたけれども鳩山前総務大臣が地域の特性を生かした温泉ですとか、いろいろなものとリンクした地域振興との絡みであれば検討を大いにするべきではないかというような発言を受けてのことだと思いますけれども、そういったことで全国でもこういったことで話題となっておりますので、是非とも次回の委員会の申し送り事項に、会長からもお話がありました、この辺のところの議論をしっかりとお伝えしながら、できれば具体的なそういった取り組みがまとまってくるのであれば後押しをしてあげたいものだなというふうに思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○井上会長

ありがとうございました。

その他ご意見いかがでしょうか。

山本委員、どうでしょうか。

○山本委員

空港の箇所ですけれども、会長の話にもありましたように、わりと早い段階で審議をしましたし、ある意味ではかなり近い情報を出していただいたのですが、実は、私は運輸交通審議会という道の中のもう1つの審議会にも顔を出しています。今年の4月から、その中で道内空港の活性化というテーマで会議がもたれることになりました。つい先ごろ1回目の会議がありました。次期の道州制特区提案検討委員会のタイムスケジュールはわかりませんが、現局の中での議論は当然ですが、それは比較的縦の担当セクションの議論です。道州制に関しては、前から申し上げていますが、道の非常に重要なテーマ、特に道民から出されたテーマに関して縦横がなくそのテーマについて真剣に議論する、先程知事もおっしゃったようなスタイルが大切だと思います。できれば両方のスピードがフィットするかたちで、かつ、できるだけ早く結論に至るかたちで、そこを見据えた審議をしていただければと思います。

と申しますのも、これはあとで申し送り事項の中でもふれられるかと思ひますけれども、農業と観光、あるいは地域振興、経済の振興という話というのは、元々非常に重要なテーマで、広く深い。残念ながら議論しつくせなかったという状況かと思ひます。特に空港は

全てに関連があると思いますので是非次期委員会で議論していただきたいと思います。

○井上会長

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。よろしいですか。

道民提案というもの、検討を継続しているもの、あるいは検討を一旦終了しているものも含めて次回の委員会ではこれを大事にさせていただきたいということ。

個別の案件につきましては、検討を継続するというふうになっているもののうち、カジノの問題、自由貿易地域の問題、空港の問題、それぞれ慎重に議論を積み重ねた上で可能な限り前向きに取り組んでいただきたいということで次回に申し送りするというようにしていきたいと思います。

カジノの件につきましては、宮田委員から意見等々がありました。この委員会の中でも集中的に審議をしたという中では、地域振興ということだけではなくて、やはり地域の別の面に与える影響というようなどころについても審議してまいりましたけれども、こういったものも合わせて配慮しながら1つの結論を出していただきたいということを申し添えておきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

では(2)「継続案件審議について」というところに移っていききたいと思います。「継続案件審議について」というのは、これは4月30日の前回の委員会でありましたのでみなさん方はご記憶にあるかどうか定かではないのですが、そのときには道庁提案というかたちで経済部のほうから2件提案がありました。

健康食品等の問題と、あと1つがここに上がってきております特区理学療法士・特区作業療法士の資格の創設というものについてであります。この点につきましては、委員の先生方から前向きな回答をとということをお願いしていたというふうに記憶しておりますが、ただ一部全体の字句の訂正等々が必要である。あるいは、実際に進行しているというような状況があったので、このあたりを少し見てはどうかというようなどころの提案から第4回目の答申に盛り込まないかたちで処理しました。

ただ次回委員会があつて5月、あるいは6月、その後あつた段階では、それを検討させていただくということにしておりました。

今日やっても、実は第5回目の答申ということにはしませんので、それに盛り込むことはありませんけれども、先程と同様に次回の次期委員会に申し送りというかたちで提案したいと思います。ここでまた区切って最初から振り出しというと時間の無駄にもなりますので、今日改めて説明をしていただいて、できればこの委員会として結論を出していただく。そういうことなので経済部のほうから説明をよろしく願いいたします。

○経済部産業振興課 桑名主幹

経済部産業振興課でバイオ産業グループを担当しております桑名でございます。

これまで4回の提案説明におきまして、産業振興課長の辻課長から説明をさせていただいております。それから辻課長につきましては、この4月で経済部商工局次長ということで昇格しております。本日も辻局次長より説明をする予定だったのですが、急遽出席できない用事ができまして、代わりまして私のほうから説明をさせていただきます。

これまで4回ということで長きにもわたっていますので、簡単におさらいの意味も含めまして横の資料1ページから8ページに至る資料ですが、この資料でもってその概要についてもう一度ご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページ目になります理学療法士・作業療法士の医療行為と新たな運動指導等サービス、今回の提案になっております運動等指導サービスのことですけれども、この1枚目のページにおきましては、特区提案というものが医療サービスにおける理学療法・作業療法の技術や知識を活かした取り組みとすること、そのこと自体が医科学的なエビデンスをしっかりとって質の高いものを提供する。そういうねらいがあることを説明させていただいております。

2ページ目をご覧くださいと思います。2ページ目につきましては、この特区提案によって期待されること、生活習慣病の予防ですとか介護予防への期待ということを改めて提示させていただいております。生活習慣病、それから介護予防などの予防ということにつきましては生活の段階、それから習得度の段階などによって1次予防、2次予防、3次予防という段階がございますけれども、まずもって元気のある段階の予防というものをしっかりとこの運動指導サービスの中でやっていけないかということでございます。

右側の下のほうにお示ししております資料、元気なお年寄りは2割、一般のお年寄りは6割、医療・介護が必要なお年寄りは2割というような資料を用意させていただいております。東京都の老人総合研究所の副所長であった柴田博によって示された資料でございます。本当に介護が必要となっているお年寄りの他にも、その6割のお年寄り、元気なお年寄りは2割ということがありますが、そうしたお年寄りの生活を支えていく、そうしたことの介護予防を支えていくということが重要になってきます。

これをもってして社会保障費の抑制のために道民自らが心身機能の低下のために役立つことというのがありますのでこうしたことも必要かと思っております。

次に3ページ目のところをご覧くださいと思います。3ページ目では、それではということで具体的な医療スキルを活かした取り組みについての説明をさせていただいております。理学療法士・作業療法士の専門性として1人ひとりに合わせた機能評価、分析、そうしたことをふまえてその生活自立支援までをやっていく。こうした機能を「問題解決型フィットネス」というふうに3ページの右下に書いていますが、そうした取り組みの中で活かしていきたいというようなこととなります。

4ページ目につきましては、特区理学療法士・特区作業療法士による新たな業務領域、

これまではどうしても都市圏、しかも医療施設ですとか福祉関係の施設に限定的に張りついておりました。そうした理学療法士・作業療法士の皆様が地方の地で取り組んでいける、生活機能に関する相談ですとか独自のサービスというところを囲いで書いておりますが、生活する機能に関する相談・指導ですとかストレッチ、簡易な器具を用いた運動等の指導、それから市町村が行っている保健指導の支援など、こうしたものを組み合わせることにより地域の中でしっかりしたサービスを提供できるようになればというような思いでございます。

次の5ページ目、それから6ページ目につきましては、ならばということでこの特区提案による新たな健康づくりサービスの担い手、その特区理学療法士、それから特区作業療法士という仮称をつけさせていただいております。そうした理学療法士・作業療法士の特区提案の担い手の技術、それからコミュニケーション、コーディネート能力の担保、そのあとの専門的な教育をどうしようかという部分の説明資料でございます。

全国的な事業事例紹介、後程のページで出てきますが、こうした中でも高い事業スキル、コンプライアンス、地域への貢献など、こうしたことが言われております。こうした力を専門的な教育の中で確実に習得する。地域の中で真に信頼され、貢献できる人材育成を担っていく。そうしたことがこの提案の中で担保すべき重要なことというふうに考えております。

7ページ目を見ていただきたいと思います。7ページ目につきましては、道内外の理学療法士が健康づくりサービスに取り組んでいる事例をご紹介させていただいております。従来からの急性期、回復期の医療機関で提供されている理学療法、それから作業療法のみならず意識や在宅・病院、そして介護予防や健康増進などの取り組みが各地で始まっております。大都市圏の地域の業務もあります。たとえば滋賀県の長浜市、人口8万程度の地方都市ですが、こうした地域においても従来の理学療法を越えた取り組みというのが始まっております。

こうした取り組みの中から公的な保健制度の元でのニーズに対するサービスから、その保険界を自費で賄っている。それぞれ個々のデマンドに対するサービスの提供、こうしたものが重要になっていくだろうと。そうしたことがこうした取り組みを担っている理学療法士の皆様の中でも意識されているところでございます。

こうした新たな需要に応える一方で、その高い理念のコンプライアンスを確保していかなければならない。これは先に経済部で提案している健康食品のことも同じでございます。しっかりしたものを用意していかなければならないということ。それからサービス利用者の目的、希望や目的に沿う技術の向上というものが必要となる。金儲けといった軽薄な趣向ではなく、広義の社会貢献となるそうしたことが意識されて今取り組まれているところでございます。

8ページのところになります。8ページのところでは、本道における取り組みの1つとして株式会社アフィオというものの取り組み事例。この事例につきましては、北海道新聞社

さんからの記事提供をいただいているものでございますが、こうした中でご紹介させていただきます。

このアフィオという会社ですが、大学や試験研究機関の研究成果を活かしたサービスや長期提供を行う事業者として昨年1月に設立されております。現在脳血管障害による手足のマヒなどのリハビリに使われるキネステージというリハビリ機器の製造販売。そうしたことと共に民間スタジオを活用したひざイタ予防教室というもの、極めてまだ限定的です。大都市圏である札幌で成り立つものではありませんが、こうしたところに取り組んでいるところでございます。

こうした中でお年寄りの変形性膝関節症というようなものに対する運動療法のプログラムを提供していく。治療やリハビリを必要とするものではないが膝の痛みや不安、そうした不安を抱えている人々を対象に事業を開始しているところでございます。

現在札幌でこの教室を開いておりますが、今後は全道各地に広げる意向も持っております。そうした中ではその自治体をはじめとした地域の関係機関や団体の協力が不可欠となります。そうしたことも今後関係者として調整を進めていかなければならないという部分になります。経済部といたしましてはこうしたサービスを地域に拡大・定着させるために自治体等の関係機関・団体等の理解と協力を得るためにも道州制特区による制度的な位置づけが重要と考えております。

まとめになります。特区提案のねらいというものをその後ろのところにご用意させていただきました。今回の特区提案につきましては、1 といたしまして医療スキルを活かしたサービスであることを示していく、競合していくとともに質の高いサービスを提供することを積極的に示す。道民の皆様は安心感を持って活用していただけるようなサービスを提供していくということが1つのポイントになっております。

それから2点目といたしましては、法令的に積極的に位置付けることにより地域の行政機関や関係団体との連携強化、それから自治体や福祉、医療サービスの関連事業者、さらには商店街組織や住民組織などと一緒に取り組んでいく動機づけになっていくことを期待するものとなります。

3番目といたしましては、これもこれまで提案している健康食品と同様な部分になりますが、十分な質の確保をされていないものが道民に提供されるようになると本道全体の損失ともなります。こういったサービスの質の確保をするためには、質の劣るものが提供されることの一定の歯止めをしていかなければならない。専門的な教育を行うことによりこの提案で示していきたいというふうに思っております。

今回の提案につきましては、いずれにしても道民の福祉・厚生を高めることができるよう、その社会的な課題の解決に資する積極的に解決するビジネスモデルを民間ベースで持続的な経済活動の中で取り組めるようにこの特区提案の中で求めているものでございます。

経済部では、昨年来より健康づくりというその産業振興を大きなテーマとして取り組ん

できております。産業振興のために様々な政策手法がございますけれども、補助や融資などの予算事業、それから技術開発やノウハウの提供などとともにこの道州制特区提案による産業振興の取り組みが重要と考えております。

よろしくご検討をお願いいたします。

以上でございます。

○井上会長

ありがとうございました。

ただ今経済部より説明をいただきました。この点につきましてご意見・ご質問があったらお出しただきたいと思いますがいかがでしょうか。

五十嵐委員。

○五十嵐副会長

この点については、この会議の中で大きな議論が2点あったと思うのです。

1つは、こうした新たな特区という頭をつけた新しい資格制度をつくることでこれまでのPT・OTの業務拡大になるのか、あるいは今でもやろうと思えばできることに、わざわざ1つハードルを設けることで、ある意味業務をしにくくするのではないかという2つの意見があったと思うのです。

私は前者だという理解をしたという意見です。今でもやろうと思えばやれるのだけでもやっていないというのは、いくつかの要因があるわけです。

それと積極的に進めていくために特区ということでこの資格を設けていく。新たな資格を創出するという意味で特区提案に位置づけるということだと思って聞いていました。

2つ目は、事業性の問題でした。今お話しのように介護保険から外れて保険サービスではなく自費で支払う、それからビジネスモデルを提案するときに、特に過疎地を想定していらっしゃるようなのですけれども本当にニーズがあるのだろうかというところで議論があったと思うのです。

それについては、経済部がいろいろな予算もつけながらやるというような、最後にそのようなことをおっしゃったと思うのですけれども、事業性についてはどう見ているのかというのを伺いたいと思います。

○経済部産業振興課 桑名主幹

まず1点目の規制化、どのように見分けるかということについて補足でご説明をさせていただきます。

今道外でやっている事例につきましても、あからさまに理学療法ということを競合してやることは難しい状況でございます。医療行為ということの壁もございます。そうした中で理学療法のスキルを活かしたものであるということを示していくことが1つ重要である

のかなというふうに思っております。

事業性の問題につきましては、過疎地域においては事業性の確保というものは難しいところでございますけれども、今ひとつモデル事業を興して、その中で実際に事業性の確認というのをしっかり行っていこうと考えております。

それからもう1つは、特区提案で大事なことは、その市町村ですとか地域の中でこうした取り組みというものの方向性を認識してもらう。市町村の中では、現在介護予防の取り組みとして、たとえば転倒予防のための教室などを外部に委託してやっているような事例もございます。こうした自治体の取り組みについて、たとえば委託を受けて事業にしていけるものというふうに思っております。

以上でございます。

○井上会長

その他いかがでしょうか。

他の先生からご質問が出るかもしれませんがちょっと間を取って、この提案そのものというのは、一番後ろのページにもありますけれども、要するに理学療法士・作業療法士法というものの定義の第2条第4項かなにかに、医師の指示の下にということ、このところに随分引かかっている。要するに健常者に対してもそういった理学療法士、あるいは作業療法士の活動の場があるのではないかとということが元々の出発点であったというのはよろしいですね。

それで、あと実際に、たとえばレジュメのところの7ページで札幌のアフィオをはじめとして道外の事例もいくつか出ております。このあたりのところは現行法規ということでいえば、要するに医師の指導の下に全て行われているという理解でいいのですか。

○経済部産業振興課 桑名主幹

7ページ・8ページの事例につきましては、これは理学療法という行為自体にはなりません、医師の指導の下ということではございません。

理学療法の外側であって、今の時点では理学療法などを活かしたサービスということと言えない、そうしたことによって差別化ができないという状況にもございますけれども、やはり医療スキルを活かしたということをしっかり言えるような状態で、新しいサービスに取り組んでいければと思うところでございます。

○井上会長

わかりました。

その他いかがでしょうか。

○佐藤委員

経済部の提案について聞いていると、ちょっと北海道の地域経済の活性化とかいう話が出てきたような気がするのです。つながりが今ひとつわからないのですが。私の聞き間違いでしょうか。

○井上会長

私もその点を言うべきだったのかもしれませんが、先程の7ページ・8ページのところで、特に8ページのところは新聞の記事を読むようなかたちでご説明になったと思うのです。ここの中で一番時間をかけて読まれた部分は、段落でいうと下から2番目、要するにリハビリテーション装置・キネステージの製造販売を始めたところなどがあって地域産業の振興だとかというところに結びついてきたので、ここで初めて保健云々のところの部局ではなくて経済部のところから上がってきた真意というのがここにあったのかなというふうには思ったりもしたのです。

佐藤先生の質問につけ加えたかたちになりましたけれども、ちょっと質問にお答えいただけますか。

○経済部産業振興課 桑名主幹

社会全体の活動の側面というのは、その社会生活による取り組み、アプローチの仕方、そしてまたその経済政策によるアプローチの仕方があると思います。

一見健康づくりということについて、医療サービスということについては、これまで日本の中で社会政策というアプローチの方面から中心にやってきている。しかしながら今一番困っていることというのは、介護保険という社会保険の制度の中でやってきたところがよかったのだろうか、これからも持続してやっていけるのだろうかということがたぶん一番の不安な材料になってきていると思います。

そうした中で持続性のある活動をやっていくためには、その経済活動というものの持続性というものが決してこうした活動の中でも否定できることではないというふうに思っています。そして北海道の中では、健康づくりということテーマにして今いろいろな政策的なことをやっていけないかということをやっているところではあります。これは理学療法士・作業療法士の健康づくりサービスということではなしに、これだけではなく健康食品のことを含め、それから今後は医療の機器サービスですとか、そうしたものを広範に取り組んで産業振興になっていくということにつなげていければというふうに思っているところでもあります。

経済のその地域の社会活動というのは、経済活動と不可分なものでもあると思っております。過疎地域などの中でも、医療サービスによらない健康づくりの経済的活動としてサービス活動が進んでいくことによって、地域の経済、社会が活性化していくものと期待するところです。

○五十嵐副会長

もっとストレートに言ってよろしいかと思うのです。機器の販売というのは、これそのものは、もちろん経済活性には寄与するところはあるのだらうと思うのですが、そうではなくて、資料の2ページを見ていただくと、ニーズとか事業性といっている。おそらく2ページのところで約6割の高齢者というのが何らかの疾病上のリスクを抱えているというリスク管理が必要です。実際に介護予防を受けている方々の割合というのは相当程度低くてそんなにいない。高齢者の中で、まだ1.何%だったりするわけです。

そうすると本来は、それが5%、10%に広がらないとこの20%になる人たちの予防ができないというのが公式的な考え方なのですが、なかなかこの発掘ができないというのが現状なのです。

ここについては市町村事業で3カ月の事業費がつくのですが、3カ月経ったら終了し、受けられなくなる。本来継続していけばいいのにそこでやめると要介護になる方たちもまたいるということで、そこから先の事業をどうするかというので自費でという話になる。

ただ、本当に自費でやれるだろうかというのは、前に林さんからあったように、ちょっと心配なところがあるので、それをモデル事業とか、あるいは道が持っている何らかの補助金なのか国の補助金なのかわかりませんが、何らかのモデル事業でやってみる。やってみて効果があればもしかするとビジネスモデルが描けるのではないだろうかという理解だと思っております。

あるいは市町村がもう少し市町村事業として広めてもらえるならば市町村事業として広めてもらいたい。あるいはもっとコストを小さくして、1人あたりの単価を小さくして広めるとか。その工夫はあると思いました。

あっているのかどうかはわかりませんが以上です。

○井上会長

佐藤先生のご質問に対するお答えはあれでよかったのでしょうか。

○佐藤委員

私は、あまりよく理解できないのですけれども。

なぜ経済の話なのかまだよくわからないのですけれども、まあそれはいいです。間接的にはいろいろな地域経済の発展につながっていくだろうという、そういうお話だろうというふうに思います。

五十嵐さんが今2ページを話しになったのですが、つまり今は20%の方が医療介護が必要なお年寄りで、60%がその予備軍ということ、潜在的な可能性がある人たちだというような読み方からすると、ここに何らかの今回提案されたような予防をしないとこの右側の20%というのがさらに30%、40%というふうが増えてくるのでしょうか。

○五十嵐副会長

明確な数字はわかりませんが、たとえば介護保険が始まったときのこの20%というのは、たかだか12%~13%だったのが今は18前後になっている。

介護予防の成果・エビデンスというのは、まだ国も明確に示していないので、とても言いにくいのです。ただ、やらないよりはたぶんいいだろうというのと、これによっておそらく効果があることをやっているというものだと思うのです。その成果については、実は国レベルでもまだムニムニユと言っているというのが現状だと思います。

しかしながら個別の成果はたくさん出ています。それがポピュレーションレベルで出ているかという、まだまだというのが現状です。

○井上会長

その他いかがでしょうか。

林委員

○林委員

ちょっとまだ私は特区でという、説明はわかるのですが、特区でこれをするというのはまだ理解ができていないところもあるのです。

それと前の健康食品のときなどもそうなのですが、これは北海道だけの特区として提案していますよね。ここで資格を取った人が他府県に行った場合というのは、他府県で資格を取ってきた人が北海道に来たときに必要となる専門教育のあたりはどうなっているのかということを知りたいのですが。

○経済部産業振興課 桑名主幹

健康食品についても他府県に流れることがあったら困るということで店頭販売でPOPを表示ということに限定させるということがございました。その健康づくりのサービスの部分についても道内で専門的な研修教育を終了した者は道内で実施するものに限るというふうに思っております。

元々道州制特区というものは、全国に先駆けてということで北海道の地域をモデルにするということでもないと思いますので、そういうところがある意味限界でもあり、その制度上のことでもあるというふうに思います。

○佐藤委員

まさに今経済部のご説明にあった通りでありまして、私もそう思っていたのです。何回も繰り返しになって申し訳ないのですが、資料1なのですが、我われもそう思っていたのですが、どうも見るとそうではなくて、我われが提案すると全国展開になるのです。ですから、提案してもいいのですが、他の府県でも「じゃあ俺にもやらせ

ろ」というような、全国の経緯がありますから、それでやってやるというふうに広がっていくのではないかというふうに想像しています。

ただ「特区」とついただけなのです。特区ではなくて、何か別の名前を厚生労働省が考えるのではないかというふうに想像していますが。今日が最後ですので提出していただければ。そういう話を専門家仲間として、けしからんと言ったら、北海道在住ではない別の専門家からは「そんなことを言っても地方分権が進むのだからいいじゃないか」というふうに叱られました。それもひとつあるのかなということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○井上会長

その他いかがでしょうか。

この資料はこの資料として議論の結果として引き取るというかたちでまとめたいと思ひます。ただ先程説明の中にあつた、要するに産業振興云々というのは、これは特区の中であまり前面に出てくる話ではなくて、それをやった結果として、これも一番最後のところに産業振興云々というのはたぶん出てくるのだらうと思ひますが、要するに高度な健康づくりサービスの創出というところから出てくるわけですね。基本的に特区というところではやるのは、要するに医師の助言なしにやれる、やれないというところ。このところをクリアしていくというかたちでご提案いただいたものだというふうに理解するしだいです。

これまで機械の話ですとか器具の話というのは、正直いって私は初めて聞く話なのです。広い意味での地域振興になります。だから片方の健康食品のところもそういう意味で私は個人としては支持しますよという話をしましたけれども、機械の販売のところまで議論をした話ではないので、今までの議論の枠組みの中でそれを取らせていただくというご理解をしていただければと思ひます。

よろしいでしょうか。

○経済部産業振興課 桑名主幹

先程の機械器具の話につきましては、そのアフィオという今実際に予防サービスに取り組んでいるところが、今回の特区提案とは別にそうした機械器具のことに取り組んでいるということに合わせてのご紹介ですので、今回の特区提案とは直接提案の中にはふれてございません。

○佐藤委員

確かに高齢者を含めましてこういった介護調査ですとか健康を維持するものというのは大事だと思います。

特に地域に入ってこういったことをやるという場合には、各市町村それぞれ保健師さんがいらっしゃるのですね、いろいろな健康者を含めた保健指導をなさっているはずですね。そう

いった人たちとの連携もきちんと行われるような、そういうサービスにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○井上会長

その点よろしくをお願いします。

元々の出発点の大義名分というのは、今言われたところにあったと思うのです。要するに医師の偏在ですとか、あるいは過疎地において年配者がどんどん増えてくる。その人たちに十分な医療が行き届かない。そしてリハビリを受けるにしても何時間も車に乗って、バスに乗って、列車に乗ってというところを何とかできないものかというところからこの場では議論を正面に受け止めたわけです。そのこのところを、この場での議論の流れというのを一応ご理解いただきたいと思います。

では、この提案、前回からすると半年以上この場でなされてきて審議してきたわけでありまして、特級理学療法士・特級作業療法士の資格の創設ということにつきましては、次の委員会に申し送りをすることにしたと思います。

内容は、今日か明日で任期を終えるこの委員会において審議をしました。それで前向きに対応するというかたちで引き受けたということでありまして、その点を次の委員会に申し送るということをご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では説明と質疑応答でお答えいただきましてありがとうございました。

<桑名主幹退席>

次の議題に移らせていただきたいと思います。(3)「その他」というものであります。その他につきましては、資料の6をご覧くださいというふうに思います。

これは、何回か事務局等々含めて議論をしたところを列挙しておりますので、先生方のご意見をお出しただいて、それで次の委員会に申し送り事項としてお供していきたいと思っております。

まず 1. 総括的な事項ということで(1)審議の進め方についてとあります。道民提案を募集し、それをもとに審議をしていくというこれまでの手法については、道民のニーズに応えた提案を直接国に届けるということで、道民に道州制や道州制特区を理解していただくという点などに大きな意義がある。

2 番ですけれども、寄せられた道民提案の背景や提案に関わる道内の実情をよりの確に把握するため、関係者からの意見聴取は重要であることから、今後も、地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴取の機会を多く設ける必要がある。

(2)審議・答申分野についてです。最初の○ですが、道民提案(314件)については、一通り審議を終了し、「地域医療」、「食やくらしの安全・安心」、「環境」、「観光」、「地域再生・地方自治」など、多岐にわたる分野について、27項目の答申を行ったところであるが、答申につながらなかった分野として、「雇用」、「子育て」、「教育・学校」などの分野があるほ

か、本道の基幹産業の1つである「農業」に関しても具体的な審議を行えなかった。

今後、本道の特性（農業や観光が基幹産業の一つ、豊かな自然環境、安全・安心な食など）や現状（地域医療の崩壊、少子・高齢化の進展、雇用・経済の悪化など）を踏まえ、本道の持つ強みをさらに強めるような分野や、弱みの克服につながるような分野において、さらに審議を重ねていく必要がある。

(3)道民提案についてです。道民から寄せられた貴重な道民提案を、より有効に活用していくことが大切であり、審議を一旦終了したものについても、再検討する必要がある。したがって、地域医療をはじめ、経済、環境、福祉、地方自治など多種多様な内容を含む、これまでの道民提案（314件）についても、さらなる活用を図っていくことが有効な方策の1つである。

道民提案については、募集そのものが道州制特区の普及啓発につながるものであることから、今後も、地域意見交換会の開催を含め、様々な工夫をしながら、新たな提案の募集に努める必要がある。

(4)庁内提案についてです。道自らが施策の遂行や業務処理の改善のため、特区提案を有効に活用すべきであり、今後さらに、庁内提案に積極的に取り組む必要がある。

道州制を目指して地方分権を進めるという観点から、国の地方分権改革推進委員会で検討されている内容（国の関与・義務付け・枠付けの廃止など）の中からも、道として積極的に提案に向けた検討を進める必要がある。

(5)その他です。道州制特区の審議は、道民のニーズに応え、道民の声を直接国に届けるためのものであるから、本委員会の審議がより多く道民・国民に関心をもっていただけるよう努力していくと同時に、より多くの委員が出席できる審議日程の確保について十分配慮する必要があること。

2. 個別の事項です。これは本日1・2で審議をしていただくことをまとめるということにしたいと思います。

それで、これはかなり重複しているコメントもありますけれども、それらもふまえて先生方からこれはおかしいという項目、あるいはこの点をつけ加える必要があるのではないかというような観点につきましてご意見等々をいただきたいと思います。

どなたからでも結構です。

○林委員

(2)の審議・答申分野についての1つ目の○なのですけれども、答申につながらなかった分野としてこういうことを書いて、さらにわざわざ農業に関しても具体的な審議を行えなかったと書く必要は、私はないのではないかと思います。

農業という大きな枠ではなかったけれども、たとえばグリーンツーリズムのことについても何回か話し合いをしましたし、またバイオマス関連の農業計画ですとか、かなりテーマとして私は話をした気分になっておりましたので、ここの表現は、本当に多岐にわたっ

で議論を深めたと思うので、この書き方はちょっと直してほしいというふうに思いました。

また雇用・子育てについても、それだけではないけれども、たとえばコミュニティーハウスの制度創設ですとか、部分的に子育てに関連しているものとか雇用に関連したものは、私はあったように思っているのです。大きく分けるとなしになってしまうのかもしれないですけども、このあたりも逆に「こういう分野で答申を行った」でいいのではないかという気もしますけれども。

なかなか思い通りにいかなかったところもきちんと書いたほうがいいのではないのでしょうか。ちょっとそのあたりが参加した者としてはそんなにだめだということをとくさん書かなくてもいいのではないかという気がいたしました。

○五十嵐副会長

私も言いたかった点なのですけれども、林さんの今の意見に関連したところで、分野で審議を行えなかったというのではなくて、審議の過程の中でなぜ審議が十分に行えなかったかということは真摯に書いておいたほうがいいと思っています。

たとえば農業に関してというだけでなく空港に関して審議はしたのだけれども進んでいないところが結構ありました。それはなぜかという、そもそもこの委員会は、ビジョンですとかあり方について議論するところではなくて、あくまで特区としてどういう提案ができるのかを審議するところだという限界がある。

それにしても審議をするための基本的な数値ですとか基本的な考え方というものが示されないままに審議をするのはつらかったと。農業についても医療についてもたくさん審議はしたのに全て業界、あるいは関係部局から違う、どうも議論ができない資料が出てきてしまうというところに問題があるのではないだろうかというふうに書いてかまわないのではないのでしょうか。これは委員の意見ですから、道の主権局の意見ではなくて委員の意見なのでそう書いていただきたいと逆に思っています。

2点目は、今のことに関連して、先程最初に山本さんがおっしゃったことと同じなのですけれども、結局ここではビジョンを検討する場ではないとすれば、きちんとビジョンを検討する場と足並みを揃えて検討していきたいと。医療についてもあのかきは「医療何とか審議会」というところで地域医療のあり方が検討されてそれに基づいてここでも議論をし直しましょうということになっておりましたが、そのままになっている。

それは向こうが審議をしていないわけではなくて、おそらくされているのだろうと思うのですけれども、どこかで足並みを揃えたり、やれるところは一緒にやらないと、別に敵対しているわけではなくて、何となく医師会の理解を得られずに終わってしまったのでは非常に悲しいなという気がしますので、ビジョンをつくる場所、そういうことを審議する場所と歩調を合わせてやっていただきたいということを2つ目に書いておきたい。

それからもう1つは、審議の進め方なのですけれども、道民提案はこれで結構かと思えます。意見聴取もいいのですけれども、聞くだけではなくて、具体的にその地域で、道州

制の芽発見事業のようにして地域でこういうことを道州制で、事業そのものは道州制そのものではないにしてもそこに道州制ですとか道州制特区に関わることがあれば、意見を聞くだけではなくて積極的に取り組んでいただくような動きをつくっていきたい。

まだどうやったらいいのか具体的に申し送り事項として整理ができていないのですけれども、旭川で聞いたお話も、あれを進めようと思ったら何か1つの提案にできるような気がするのですけれども、聞いて終わってしまうのです。もったいないと思っています。

そこで出てきたことを、この委員が動くかどうかは別にしても、是非主権局と支庁の間でうまく事業をつくる。経済部の動きは、私はいいと思っているので、やはりモデル事業としてつくっていかうという動きがあること。そういう動きをつくっていく必要があるということも記載をしていただきたいと思います。

以上です。

○井上会長

ありがとうございます。

今のご意見等に関して何かご意見はありますか。

○山本委員

林委員がおっしゃったことに関して私も同感です。

2のところ、五十嵐副会長もおっしゃったように分野のところはこういう議論があつて、実は2つ目の○で結構言っているのですよね。そこで消化すればいいと思います。

それで五十嵐副会長もおっしゃったように、なぜ進まなかったかというところは、確かに私も先程先走って言ってしまいましたけれども、そこはさわりない程度にこうだとわかる表現で結構なので、十分に練っていただいたほうがいいかなと思います。

それから今五十嵐副会長がおっしゃった道州制でのアイディアとか提案を、さらにムーブメントにしていくためには、これは意見なのでそうしてくださいということではないのですが、やはり地域主権局はサポートはできるけれども基本的には担当のセクション、部局がそれをしていく、あるいは地域としていくことになるのかなと今のところ思っています。そのために予算化ができるようになる。そうではなかった場合にはどういうふうにしていくのかということ。これは、もしかしたらその地域の企業なり団体なりが応援していくことになるのかもしれませんが、だからうまく道州制が物事を動かしていくよいツールになるように使っていかななくてはいけない。

私も検討会議のスタート時点では、こんなに膨大なカテゴリーで毎回丁寧に議論するのはいいのだけれども先が見えないなと思って、自分の能力も及ばないなと辛い感じがしました。ただ、これは企業の立場からいうと、もしかしたらこれはアイディアの宝庫になるのかもしれない。玉石混交とかいろいろ言われましたけれども、アイディアを出さないよりは出したほうがいいし、動きもしないよりはしたほうがいい。それでだめだったらそ

の時にまた考えればいいということで、今までちょっと臆病になっていたところがありますけれども、今本棚に入れたものの中にも実はピカリと光るところもあるように思うのです。それを引き出したとき、お金がそこにないとできなかつたりもする、知恵も人も必要ということになる。そのところを次期委員会では検討していただきたいと思っています。

○宮田委員

ありがとうございます。

今の北海道の新しいビジョンとせっかくやっている特区のアイディアとの議論を、やはり連携させたかったというところがあります。本当に敵対しているわけではないので現在進行しているいろいろなところでの意見なども資料としていただいたり、その委員会の人も意見交換をさせていただくような場もあってもよかったのかなということもあります。

それから実は、見ればわかる通り年々、最初に始めたときは248件で、その次の年になると40件とか、半年ごとに減ってきていますので、やはりアイディアを集める仕組みについては今のようにならざるを得ないという中で、実は全道各地で支庁ごとにいろいろな地域の問題点を検討する委員会、私も地方ではその委員会のメンバーになっているのですが、そういったときに出てくるアイディアの中から地域の特性を活かしたこのようなもの、会議ではその意見というのはたくさん出てくるのです。だから支庁で地域政策のみなさん、仕事が増えて大変かもしれませんが、一本でも二本でもいいから各支庁から、これは項目ごとに出てきていますけれども、各地区ごとの特性を活かした重点項目もあるわけですから、それに沿ったものを促進するための規制緩和のポイントについての意見というのは、支庁も含めて集められたらいい。

それから、そういうことを通して支庁の人も、もう少し特区のこういった意見の出し方を各地域の農家ですとか漁協ですとか、いろいろな事業にアドバイスできるチャンスになると思うのです。そういった意味ではノルマを課す必要はありませんけれども各支庁でも呼びかける。

その会議のときに実は、また別の話で、ある首長さんが、これは非常に力のある首長さんですが、「宮田君ね、特区というのはね」と言って、道州制特区の話ではなくて道州制の話になってくるのです。

つまり首長さんですら、北海道道州特区検討について言うと道州制自体の議論と一緒にになってしまう。首長さん自体がそうだから、地域では「道州制は、俺はこういう考え方があるからこれは」という、特区とは全然違う議論になってしまうのです。

それで僕は、呼び名を(道州制特区)でもいいのだけれども、北海道特区だとか、「道州制特区」といっても「道州制」というのが頭にきてしまっているから首長さんも道州制の議論を始めてしまうという。それを何かうまく交わす、規制緩和なのだから規制緩和特区なのか、規制緩和、北海道規制緩和なのか、何かちょっと首長さんがこれだからまいったな

と書いて。

これは、きっとどこの町に行っても同じだと思います。何か次のステップでは工夫したほうがいいのかなど。広くアイデアを集めて議論をしていく。

僕たちも大変勉強になりました。この委員会を通じましていろいろな分野の項目について触れることができました。出てきている特区に対しての議論だけではなくて、そういったクレームも見えてくれば次に進む可能性が出てくるので次回もがんばってやっていただきたいと思います。

○佐藤委員

この申し送り事項の、確かにいろいろ広範囲のところがあるかと思うのです。何か最初から「提案検討委員会」という感じなので、私はむしろ「提案検討」という受身の感じがしています。最初のうちは、こういう道民のみなさん方からいろいろなアイデアを出していただいて、それを検討するというようになっていますが、2年経って次期ということになりますと何人かの委員さんから出ていますように、ただ道民の提案を、これはいいとか、あれは違うとか、これは検討するという、その検討をするというだけではなくて、五十嵐副委員長がビジョンとおっしゃっていましたが、ビジョンでいいのかどうか分かりませんが、もう少し積極的にこの審議会に関わっていただけるようなものにしたほうが委員さんのフラストレーションが少しは軽減されるのではないかという感じがしております。

それと、まさに今みなさんがおっしゃるように「道州制」とついているがためにそちらに引っ張られる。もちろん引っ張られてかまわないのですけれども、そうすると実際は必ずしもそういう話にはなりにくいので、ついつい「お前らのやっていることはしょうがない」というふうに批判をされたりするわけです。それは仕方のない部分もあるのですけれども、道庁さんとしてももう少し理解をいただくように、そういうことが必要なのかなというふうに思っています。

今さら言うのもなんですが、スタンスがよくわからないのです。それも道州制特区提案委員会ですから、そこだけ取り上げて私はなるべく道州制問題そのものにはふれないようにしてやってきたつもりなのですが。

ところが一方で道庁のホームページなどですと、「次の道州制につながる何とか」とか、「全国の道州制につながる何とか」ですとか、何かすごい大風呂敷が書かれていたり、どうなっているんだろうというような感じで、よくスタンスなどもわからないのですよね。それは別に役所というよりはおそらくもっと上のトップレベルの話だと思いますけれども。

ここで何をしたいのだというあたりを、そこも考えられるのです。単に道民からあがってきた提案を検討するというだけではない、もう少し広く次の道州制へのステップに向けた何らかの検討ができるような委員会にしたほうがよろしいのではないかというふうに思っています。

以上です。

○井上会長

ありがとうございました。

それぞれ先生方からご意見をいただきました。まだ言い足りないことがありましたらお出しいただきたいと思います。

中間で私のほうから発言をさせていただきましたが、先生方からいただいたご意見は真摯に受けとめて最終的に申し送り事項の案を改めて作成し、会合こそはできませんのでメール等でこのように書かれたらいかがでしょうかというご提案を近々にさせていただきたいと思います。

それで今思いつく部分だけで申し上げておきますと、たとえば、最初に「道州制特別区域提案検討委員会」というのは、これはどういう言い方をしたらいいのかわかりませんが、道の条例としてなっておりますので、これを変えるというわけには、たぶん煩雑な手続きが必要であるということです。つまりこのところは先生方からいただいている意見を見ると、いくつか言葉の重ね合い、重なり合いというところでも意見があって、たとえば道州制の検討でもないし、「道州制特別区域」というところがくっついているものですから、どうしても私どもが地方に行ったりその他でお話をしていると道州制特区の提案をいただきたいのに延々と道州制のお話をされてまとめ方に苦労するというような部分がある。

ただ、これはこの委員会でやっている私たちがそうではないにしても、他の委員の先生がおっしゃったように道民のみなさん方の多くというのは、やはり道州制＝言ってみれば道州制特区。イコールというのは、表現はあれなのですが、重なり合わせて取られるというのは、これはこれまでも何回もそのような状況に遭遇しましたし、参考人を招致したときも「ちょっと違うのだけれども」という思いをしなかったわけではない。

そして今度は提案なのです。それに今度は、提案するための審議会であればあれなのですけれども、提案というのは主体が誰なのかわからなくて、この場では検討しろという、そのところが提案＋検討なのか、提案があがってきている部分を検討するのがこの委員会なのかというのが、これは条例の中身をあまり正確に記憶していないのですけれども、そのところの整理は必要だと。

整理は必要だといっても冒頭に申し上げましたように、この名前を変えるというのは、変えないとまた次の委員会ができないようでは困ると思いますのでこのまま走っていかざるをえないのではないかと。

ただ、宮田委員ですとか佐藤委員からご指摘があった部分というのは、やはり今後のあり方としてどちらにしても意見を汲み取るかたちで動いていかないとどうも動いていかない。道民のみなさん方に積極的にご提案いただくというのは、これはいろいろなかたちで工夫が必要だと思うのですが、ただなかなか最初無理して出したものがあって、なかなか

時系列的に見るとあがってくる件数が減っているのと同じように、これからどれくらいあがってくるかというのは、たとえば次の新しい委員会の任期というのは2年間になるのだろうかと思うのですが、それでどれくらいあがってくるのかというと非常に不安な部分もあるということ。

ある部分は、私は2ページのところにあった(4)「庁内提案」というかたちで職員からあげられてくるもの、この2年間の間はいかがなものかと思ったけれども、今後の場合というのはそういうところで道庁の中であげてもらおう。その裏側にはいろいろなかたちでの委員会や審議会等々があって、運輸交通ですとか医療、あのようなところとうまく連携を取りながらこの組織と組織、委員会と委員会というベースではいけないので、やはり道庁の主権局あたりが中心になりながらそこをブリッジしていただいてうまく意見のすり合わせができる、あるいは対立点が明確になるように図ってもらおうというようなことも含めて道庁の各部局で抱えておられる部分というのをお出しいただきたいというふうに思っています。

そういう意味では「道庁何々部」というようにしなくても、場合によってはいいかもしれない。しかしこれまでとは違って道庁の各部局の提案というのは必要になってくるだろうし、あと次回の委員会の中で積極的に委員の中で、この委員会の場合は五十嵐委員によって何度か提案していただきましたけれども、そういったかたちで提案というようなかたちであげてもらって審議の提案の幅を広げる、深さを深めるということの工夫が必要なのではないかというように思います。その点は、先生方のご意見を汲み取っていききたいというように思っています。

あとご指摘のあった部分、最初に林先生からありましたけれども、(2)の部分は「本道の基幹産業の1つである農業に関しても」というご意見がありましたし、どなたかがおっしゃったけれども下に書いてあるではないかということ疎まれるというふうに思いますので、最初の○の「農業」というところは削除するということです。

かえって道州につながらなかった分野として雇用云々の分野がある他というのは、これはいずれにしても次の委員の先生方が最初に会合を持たれる、あるいは事務局で説明されるときに資料の4というのを持っていかれると思うのです。これは雇用・子育て云々というのは、最初に私どもがやった、これはもう私どもが承認してそれをベースにして議論してきましたので、要するに項目区分、こここのところのゼロのところ雇用対策ですとか子育てですとか、教育・学校というふうになっている個々の項目を持ってきてこの記述になったと思いますので、書いても書かなくてもすぐわかるのでそこまで書かなくてもというふうには思います。

あと五十嵐委員から出たいろいろな審議が十分行えなかったというのも僕は、おそらくこの部分だと思います。2ページの2の「個別事項」のところ先程あげられたところは出てくると思うのです。カジノですとか自由貿易地域、あるいは空港というようなものは、これは今回の委員会ではかなり審議をしたけれどもなぜ答申にいかなかったかという

ところの理由として書くというところはある。そのように書けばなかなかいかないところはあるというふうには思います。

ただ先程言ったように私どもと事務局というのがあるわけですが、各その他の委員会の中で行われている意見なども含めて、そこで平行した議論が進んでいく、まとまらなくてもなかなかどういう状況になっているかというのはここに入ってくるので、そのあたりの組織といいますか、あるいは審議のやり方、資料の提出の仕方というところにひとつ工夫があるのかなというふうには思います。

一応先生方から出た部分を私がコメントしましたけれども、冒頭に言いましたようにまとめた上でこちらから回して修正していただくつもりでいますけれども。3件出した五十嵐さん、どうですか。(五十嵐副会長： 大丈夫です。また回していただければ。)

その他いかがでしょうか。

やはり一番不安なものは、要するに提案をここでするのか、あがってくる提案を検討するのかというところにあります。いずれにしても提案も道民のみなさん方個人からというだけではなくて委員、あるいは各行政の組織が取り組まなければいけないというのはあると思います。その提案がどれくらいあがってくるのか、詰めることができるのかというのは、これは不安ですよ。あがってこない議論ができないようでは困るのです。

○佐藤委員

「農業に関しても具体的な審議を行えなかった」というのは削るということでいいのですが、資料4では農林水産業の答申につながったものは3と書いてあります。ちょっと矛盾しています。

それと、実際に資料4の3ページをご覧くださいますと、多くの提案が特区によらなくても対応可能ということで農業振興の分野が二分されているわけです。

1つ付け加えていただければ、提案を道民のみなさん方からいただいたということによって、その道民のみなさん方がシュリンクしているといいますか、これはできないだろうと思っていることが実際には何の法令上の縛りもない、別にやれる、あるいは場合によっては現行の施策の中では可能であるとか、そういう提案も出てきたわけです。

これがよくないというのではなくて、むしろこういうチャンスでもって、やってみたらそういうことだったのだなということを知っていただける機会にもなります。

あまり現行の法令でもできるようなものを出すのは難しいかなと思うのです。やっているやつを出すのは難しいかなというのではなくて、いろいろ出していただいて、その中でいったい何が道民のみなさん方にできるのかというところの、ちょっと言葉がうまく思いつかないので変な言葉になりますけれども「学習効果」といいますか、そういう意味もあったといったようなことを書き加えていただければいいのではないのでしょうか。

○井上会長

わかりました。よろしいですか。

1点だけ私は忘れました。お二方ぐらいから出た道州制の芽発見事業というかたちで、要するに1つのモデルをつくって、それで道民のみなさん方から見えるという事例をいくつか出していくということで特区をつくるということ。提案をして終わりということではなくて、もう少し具体的な事例というものをつくりながら、もう少し具体的に見える構図を作っていく。そういうことの提案がありましたので、できるだけ出していくようなものを手がけていく。これはかなり負担になるわけですが、そういうことをやらないと提案もあがってこないということになるのだらうと思います。

よろしいでしょうか。先生方からたくさんのご意見をいただきました。ご存知のように政局如何によっては、この道州制特区推進法というのは法律ですからすぐには変わることはないにしても、道州制というものについての取り組みというのが、どのように感じが変わっていくのか、受けとめ方、対応の仕方が変わってくるのかということが、不安の中で次の委員会というのはスタートするわけです。幸か不幸か私どもの議論は、その前の段階で終わりですので、ここで終了ということにさせていただきたいと思います。

では事務局からお願いします。

○地域主権局 渡辺参事

どうもありがとうございました。

ただ今の、申し送り事項のところでもいただいたご意見については、私どものほうで相談をして検討したいと考えております。

それから1つ申しますと、宮田委員から支庁でもいろいろな意見・アイディアがあるのではないかとことです。実は、一連の支庁制度改革にはいろいろとありますけれども、その中において、各支庁から知事のほうに提案をするという仕組みをつくっております。その中で我われの1つのアイディアとして、この道州制特区のアイディアというものをきちんとあげてもらおうというような仕組みを、今内々で考えています。それも1つずつ実現していきたいと思っています。

そのあたりの工夫をしながら、ご意見をいただいたように道民提案を元に検討するというだけでは、次回もなかなか大変だろうというのは同じ思いでございますので、いろいろとアイディアを出しながらやっていきたいと思っております。

本当に2年間ありがとうございました。そのようなことで皆様のご協力といいますか、積極的な議論が次回の委員会に引き継がれるよう私どもも努力をしていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○井上会長

ではこれにて閉会させていただきます。

<会議終了>